

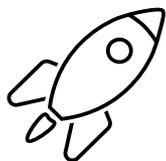
▶ 事業の将来性に基づく融資のための新たな選択肢（令和8年5月25日施行予定）



事業者と金融機関の 緊密な信頼関係を構築する

（＝将来性に依拠するための大前提）

- ✓ 担保目的財産は、会社の総財産（7条）
- ✓ 企業価値担保権は、商業登記簿に登記（15条）
- ✓ 企業価値担保権者は、制度概要等の説明義務を負う（40条）
- ✓ 事業者は、将来性に基づく融資判断の前提（事業計画等）を超える財産処分（事業譲渡等）をする際、企業価値担保権者と事前のコミュニケーション・同意が必要（20条）



事業の継続・成長を支える

（＝将来性に依拠した融資の後押し）

- ✓ 極度額の設定（上限額の設定）は、任意であり、事業の成長に応じた資金需要の増加にも対応可能。なお、極度額は、借り手からの請求があれば、設定される（9条）
- ✓ 事業の継続に支障を来すような他の担保権の実行等に対して異議が可能（19条）

主な活用例

▶ スタートアップ企業への融資（VCと協調）

- ✓ アーリーステージの赤字資金への対応（新株予約権付き）等

▶ 地域の中小/中堅企業への融資

- ✓ 事業の継続・成長のために必要な設備投資等に対応

▶ 事業再生・事業承継

- ✓ 新たな事業計画・経営体制等の下での資金需要に対応
- ✓ 負債再構築（取引行の整理・スリム化、経営者保証の解除等）

▶ M&A/プロジェクト・ファイナンス

- ✓ 既存の全財産担保設定実務の負担軽減とコスト削減
- ✓ ローンの譲渡性向上（注）現在も類似の担保設定（全財産担保）が一般的

*いずれも、既存の借入をすべて借り換えて（リファイナンスして）行う、または、（スタートアップ等）借入がない企業に行う融資の類型